

令和6年度 中山間地域活性化支援事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 中山間地域活性化支援事業委託業務

2 業務の目的

琵琶湖を取り巻く中山間地域（農山村）は、食糧生産の場であるばかりでなく、日本の原風景ともいえる美しい景観を呈し、洪水などの災害から国土を守るとともに、様々な生き物の命を育むなど多様な役割を果たしている。しかし、これらの地域では、人口減少や高齢化が進み、荒廃農地が増加し、伝統文化の継承等が難しくなりつつあるが、住民の力だけでは農山村を維持するのが厳しい状況にある。

そこで、地域活性化に取り組むリーダー等の人材を育成することで、地域活性化の推進に資することを目的として、標記業務を行うものとする。

3 委託場所と期間

- (1) 場所：滋賀県全域を基本とする。
- (2) 期間：契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の内容

(1) 内容

地域活性化の意欲が高い中山間集落関係者や地域おこし協力隊員（OB・OG含む）、学生、地域団体等、地域振興策検討の場への参加が望まれる対象に対して、農村 RMO 等の実践的な活性化の事例や手法を学びつつ、つながりを創出していくための連続講座を開催する。10月～2月上旬に合計2回実施し、定員は20名を目安とする。開催日は参加者が出席しやすいよう休日とし、時間帯は13時～16時を基本とするが、場合により変更することがある。会場は、農村 RMO 等の先進事例を有する県内中山間地域とする。

具体的な業務内容は下記を基本とし、詳細は発注者と協議して決定する。

- ・カリキュラムおよび講師、会場等の企画
- ・案内チラシ作成、周知（A4版両面1,000枚を目安とし、開催の2か月前に納品。周知は発注者と分担して実施。）
- ・参加とりまとめ、名簿の作成
- ・会場、機材・資料等準備、講師等調整
- ・当日運営、安全管理、写真撮影
- ・参加者アンケート実施、とりまとめ等（各回）

(2) その他

- ・参加者からの負担金は基本的には徴収しない。
- ・発注者との協議を通じて内容や会場、参加者募集方法等を決定する。

5 成果物

納品する成果物（以下、「成果物」という。）は、次のとおりとする。

(1) 報告書

①報告書（印刷物およびCD-RもしくはUSB） 正副2部（A4版ファイル）

- ・打合せ記録簿を作成し、報告書に添付すること。
- ・書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については打合せにより決定する。

②連続講座案内チラシ

- ・印刷物 1,000枚（A4両面）
- ・第1回講座の2か月前を目安に納品すること。

(2) 納入場所

滋賀県農政水産部農村振興課（〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号）

6 著作権等

(1) 成果物にかかる著作権法（昭和45年法律第48号）（以下、「法」という。）第21条から第28条に規定する権利は、委託料の完済により、受託者から県に移転する。

なお、県または受託者が従前から有していた著作権については、それぞれ県または受託者に帰属するものとする。この場合、受託者は、県が成果物を利用するために必要な範囲で、県に対し著作権法に基づく利用を無償で許諾することとする。

(2) 受託者は、成果物について、県が自由に使用できるよう、法第18条から第20条に規定する著作人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の所有権は、成果物の引渡しをもって、県に移転する。

(4) 成果物に第三者が有する著作権、肖像権その他の権利に係るものが含まれている場合は、当該権利の使用許諾その他一切の必要な手続きを、受託者の費用負担で行うこと。なお、第三者から権利の侵害について意義の申立または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には、受託者の責任と負担において対応すること。

(5) 受託者は、成果物がいかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることを保証すること。

7 業務の遂行について

- (1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき、県と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 業務の遂行にあたり、受託者は県と毎月1回程度の打合せを行い、連携を密にすることとする（「Zoom」等Web会議でも可）。打合せの内容は受託者が記録し、打合せ後数日以内に県と共有すること。なお、本業務の実施にあたっては、農村RMOや中山間地域等直接支払制度等の内容を十分習熟したうえで行うこととする。

8 変更の対象

- (1) 本業務の契約成立後に業務の内容に変更が生じた場合は、発注者または受託者の発議による協議の上、合意後、契約変更を行うこととする。ただし、受託者からの発議に基づく内容変更のうち、当初契約時内容にまで影響しないと発注者が判断した場合は委託料の変更は行わない。
- (2) 明記していない事項であっても業務遂行上当然必要と思われる軽微な作業については受託者の負担において実施するものとする。

9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- (2) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託業務終了までに県に返却することとする。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 使用する参考文献、資料、写真等については、後日トラブルが生じないよう使用についての確認をとるなど十分注意するとともに出典を明記すること。
- (5) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (6) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成するなどして確認すること。また、事前にメール確認者を発注者へ報告すること。
- (7) 本業務は一括再委託禁止とし、一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲および再委託先を書面により県に提示し、協議、承認を得ることとする。ただし、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (8) 現地調査等を行う場合、原則受託者で関係者と連絡をとり実施するものとする。このとき、

発注者側より発行する「受託者身分証明書」を携帯すること。

- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うこと。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。

10 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について

- (1) 受託者は暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他県発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- (2) 受託者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届出るとともに、県に報告するものとする。また、受託者は以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、県と協議するものとする。

不当介入 [不当要求 業務妨害] 事案通報書

滋賀県
滋賀県

警察署長 様
様

(報告者)

※ 取扱警察	滋賀県 警察署 課
-----------	-----------------

請負者	所在地	(本社) TEL() - FAX() -	
		(現場事務所) TEL() - FAX() -	
	名 称		
	代表者	(現場事務所の代表者)	
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL() -
		(対応者) ・所属会社名	TEL() -
		・氏 名	
	・役 職		
不当介入に係る 行為者	住 所	TEL() - FAX() -	
	所 属		
	役 職		
	氏 名		
発生日時・ 場所	年 月 日 時 分頃		
	[元請・下請]		
	[下請の場合、現場事務所の所在地]	TEL() - FAX() -	
工事件名			
不当介入の内容 被害の状況			
警察への通報 状況	警察への通報	有 ・ 無	
	通報先警察署名	(滋賀県 警察署 課)	
	通 報 日 時	年 月 日 時 分頃	

注)1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール、FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
 2 上記表中の ※箇所は、警察署で記入するものとする。
 3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
 4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(受注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。